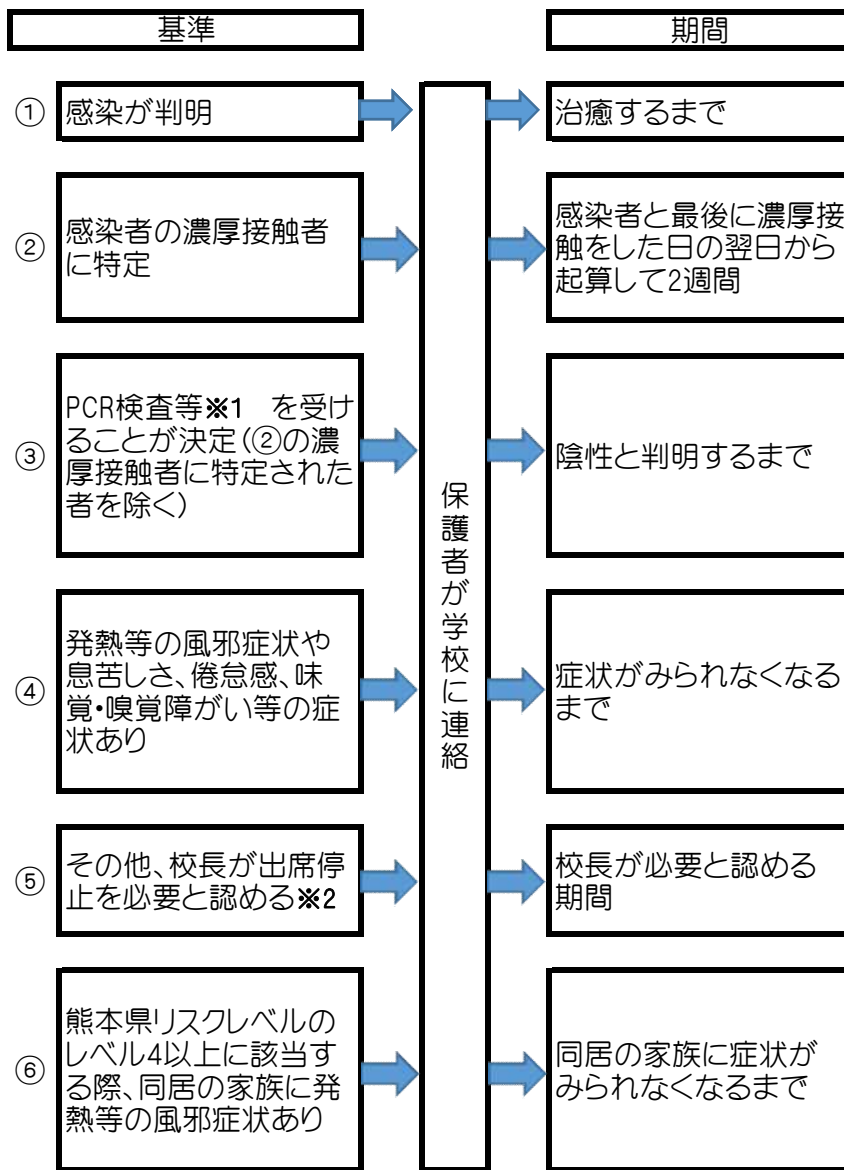


新型コロナウイルス感染症の対応について

1. 出席停止について



保護者の方へ

- 出席停止の基準に該当する場合、速やかに学校に連絡してください。
- 「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止確認書」は、生徒が登校後、速やかに学校へ提出してください。

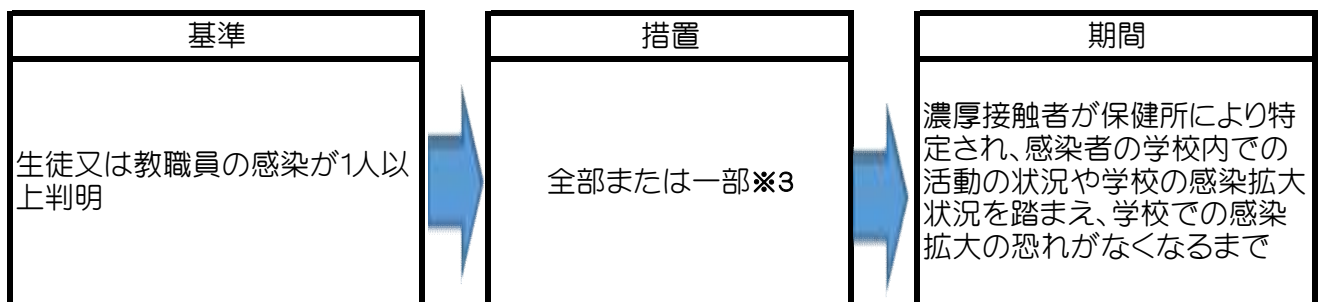
※学校のホームページよりダウンロードできます。

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査

※2 「その他」とは次の状況等のこと

- ・ 生徒や保護者が登校について不安(感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等)を持ち、保護者から休ませたいと相談があった場合
- ・ 基礎疾患等がある生徒に感染の不安があり、主治医の見解の基に、保護者から休ませたいと相談があった場合

2. 学校内において、感染者が判明した場合の臨時休業について



※3 学校外で感染したことが明らかで、学校内感染の恐れが低い場合は、臨時休業を行わないことがある